0001312226768

## 参考答案（意匠）

ML22676

問題Ⅰ設問⑴について

１．Aは、日本国を指定締約国とする国際出願であり、国際公表されているため、国際登録の日にされた意匠登録出願とみなされる（60 条の６第１項、ジュネーブ 10 条⑵）。そして、乙から甲へのイに係る意匠登録を受ける権利の譲渡後、国際登録の日の１週間前に、乙が、無断でイに係るフロアランプの試作品を日本国内で開催された見本市に出品し、これによって頒布されたパンフレットに写真が掲載されたため、イは、意匠登録を受ける権利を有する甲の意に反して、出願前に刊行物公知に至っており（３条１項２号、４条１項）、甲の出願は、その公知に至った日から１年以内にされている（４条１項）。

２．よって、４条１項の要件を満たすため、甲は、新規性喪失の例外の規定の適用により、イは３条１項２号に該当するに至らなかったものとみなされ、意匠登録を受けられる旨を主張立証した意見書を、指定期間内に提出すべきである（４条１項、特 50 条準用、ジュネーブ 12 条⑶(b)）。

問題Ⅰ設問⑵について

１．甲が丙に対して行使しうる意匠法上の権利

⑴　本問では、丙は、Aの国際公表後、イと類似するロに係るフロアランプを業としての実施である製造販売をしている（60 条の 12 第１項、２条３項１号）。

⑵　よって、甲が、乙に対し、国際公表の後に国際出願Aに係る意匠の内容を記載した書面を提示して警告をすれば、その警告後、意匠権の設定登録前の丙の当該行為に対し補償金請求権が発生する（60 条の 12 第１項）。国際公表による甲の損失を填補するためである。

２．行使にあたって留意すべき事項

⑴　当該請求権の行使は、Aに係る意匠権の設定の登録があった後でなければ、行使することができないことに留意すべきである（特 65 条２項準用）。

⑵　国際公表後に甲の国際意匠登録出願が放棄等されたときは、当該請求権は、初めから生じなかったものとみなされることに留意すべきである（特 65 条５項読替準用）。

⑶　当該請求権は、Aに係る意匠権の設定の登録の日から３年間行使しないとき等には、時効により消滅することに留意すべきである（民 724 条読替準用）。

問題Ⅰ設問⑶について

１．意匠権の侵害の検討

⑴　意匠権の侵害とは、正当な権原等なき第三者が業として登録意匠又はこれに類似する意匠を業として実施等する行為をいう（23 条、38 条等）。

⑵　ここで、意匠イに類似する意匠ハについての実施とは、ハに係る物品であるフロアランプの製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入する行為をいう（２条２項１号）。そして、「輸入」には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれる（同号かっこ書）。

⑶　したがって、外国のX国にある者である丁が、X国から日本国内の消費者に対して、他人である配送業者を介してイに類似するハに係るフロアランプを直接送付する行為は「輸入」に該当する（同号かっこ書）。


無断複製・頒布を禁じます

## 参考答案（意匠）

⑷　よって、丁の当該行為は、甲のイに係る意匠権の侵害が成立する（23 条）。

２．属地主義に反するか

２条２項１号かっこ書の規定は、「外国にある者」を主体とする行為を定めるものであるが、その行為のうち日本国内に到達する時点以降を捉え、国内における行為として規定するものであり、日本の領域外における行為（外国における発送等）は規制対象に含まれない。そのため、日本の意匠権の効力をその領域外に及ぼすものではなく、属地主義に反するものではない。

問題Ⅱ設問⑴について

１．従来、意匠法上の「物品」とは「有体物である動産」を意味しており、不動産である建築物は、意匠法の保護対象ではなく、工業的技術を利用して大量に生産することができない建築物等の不動産は、工業上利用することができる意匠に該当しないとして拒絶されていた（３条１項柱書、17 条１号）。

２．しかし、昨今、モノのデザインのみならず、空間のデザインを重視する観点から、企業が店舗の外観や内部の形状等に特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う事例が増え、こうした店舗デザインについては、多額の投資を行った上で設計されることも多く、これが容易に模倣されるようであれば、企業競争力の源泉たるデザイン投資の収縮を招くこととなるため、建築物のデザインを意匠権で保護する必要性が出てきた。

３．そこで、令和元年意匠法改正により、「意匠」の定義（２条１項）に「建築物（建築物の部分を含む。）の形状等であって視覚を通じて美感を起こさせるもの」が追加され、建築物の意匠について、同一のものを複数建築し得る場合には「工業上利用することができる」意匠（３条１項柱書）と解することにした。

問題Ⅱ設問⑵について

１．先使用権は、現におこなわれている意匠の実施に係る設備を廃棄させることによる国民経済上の損失を防止することに求める経済説、および、意匠の出願前に同一意匠の実施をしていた先使用者の既存状態を保護し、意匠権者と先使用者の利益の公平を図る公平説がある。

２．本問において、大規模リゾートホテルの建築は、業者の選定から納品に至るまで相当の期間を要し、しかも大量生産品ではなく個別に建築工事の依頼を行って初めて建築にとりかかるものであって、予め資材等を買い備えるものではなく、かつ、意匠イは、業者を選定するために複数の業者に対して設計図等を提示するという行為により、客観的に認識されうる態様、程度において表明されている。

３．よって、即時実施の意図を有しており、かつ、その即時実施の意図が客観的に認識される態様、程度において表明されていると言い得る。

以上

無断複製・頒布を禁じます